

平成 29 年度第 1 回北広島市市民参加推進会議 会議録

日 時	平成 29 年 5 月 9 日（火）午後 6 時 28 分から午後 8 時 28 分	
場 所	市役所 3 階 3D 会議室	
出席者	委員 (10 名)	北川委員、佐藤委員、竹内委員、中野委員、穂刈委員、山野委員、 小池委員、深村委員、高橋委員、川村委員
	事務局	橋本企画課長、柴主査、佐々木主任
	傍聴者	1 名
会議次第	<p>1 開 会</p> <p>2 協 議 事 項 (1) 平成 29 年度市民参加手続きに係る事前評価について</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉 会</p>	
配布資料	<p>資 料 1 「H29 市民参加手続実施予定・実施状況一覧」</p> <p>「H29 市民参加実施予定・実施状況評価調書」</p>	

1. 開 会

事務局：それでは、定刻前ではございますが皆様揃われましたので、会議をはじめたいと思います。会議に入ります前に、4月の人事異動により塚崎委員、中屋委員が異動となり、2名の委員が変わりましたので、新しい委員から一言ご挨拶をいただきます。

〈高橋委員、川村委員の順番に挨拶〉

事務局：それでは、只今から平成29年度第1回北広島市市民参加推進会議を開会いたします。本会議につきましては、出席委員が過半数を超えておりますので、北広島市市民参加条例施行規則第8条第6項の規定により、会議が成立しますことを事務局より報告いたします。

それでは、施行規則第8条第5項の規定により、議長につきましては山野会長にお願いいたします。山野会長よろしくお願ひいたします。

2. 協議事項

議 長：(議長からのあいさつ)

本日は、平成29年度市民参加手続きに係る事前評価ということになっております。資料等について事務局から説明をお願いいたします。

事務局：〈資料1及び評価調書について事務局から説明を行った。〉

議 長：事務局から説明がありました。これらについて何かご質問はありますでしょうか。

委 員：〈質問・意見なし〉

議 長：それでは、整理番号1について、説明をお願いします。

事務局：〈整理番号1「2017 推進計画の作成」について、資料1及び評価調書に基づき説明を行った。〉

議 長：ただいま、整理番号1の説明がありました。意見や質問はありますでしょうか。

先ほど事務局からもお話ありましたが、去年1度やっているの、皆さんだいたいどういことをするかはお分かりだと思いますが、評価の視点というのがあります。市民参加の方法、組み合わせ、実施時期、市民参加の目的と目標値、参加しやすい工夫、意見の取り扱いという主に4つの視点で、今回の推進計画の策定は委員会とパブリックコメントの2つの手法を使うということになります。いかがでしょうか。推進計画については毎年パブリックコメントをかけているものですので、委員会とパブリックコメントという、このパターンでずっときていると思います。

C委員：パブリックコメントについては8月になってますが、4月から4ヶ月経って設定したということで、市長選挙は何も関係ないということでしょうか。

事務局：今回の推進計画については、7月の市長選挙後に新たな市長が施策を考える中で今年度の推進計画を策定するという形になります。新市長の施策を反映した推進計画を8月にパブリックコメントにかけて、9月に公表という形になります。

G 委員：委員会の周知方法で広報に載せているのと載せていないのがあって、全部広報に載せるというのは日程的に難しいということですか。僕は広報を結構見るので、もし載せることが負担でないのであれば載せてもいいのかなと思います。

事務局：基本的にはホームページとなっています。広報ですと1月前に締め切りがあるためそれまでに出さなければならないという部分がありますし、全体的な紙面の分量もあるため、主にホームページでの周知となっています。

議長：市民参加推進会議の場合は大体1週間から10日くらい前に日程が決まっているようだけれど、ほかの審議会についても同じような感じでしょうか。

事務局：ある程度この時期に会議をするというのは決まっておりますけれども、委員との調整を経てになりますので、10日くらい前というのが一般的かなと思います。

議長：質問は以上でよろしいでしょうか。それでは採決に移りたいと思います。整理番号1「2017推進計画の作成」の市民参加手続きにつきまして、事前評価の段階では「適切である」としてよろしいでしょうか。

委員：《異議なし》

議長：それでは、整理番号1「2017推進計画の作成」の評価結果については、「市民参加手続きは適切である」とします。それでは、整理番号2について、説明をお願いします。

事務局：＜整理番号2「2018推進計画の作成」について、資料1及び評価調書に基づき説明を行った。＞

議長：ただいま、整理番号2の説明がありました。先ほどと同じようですが、市民参加の実施の方法については、委員会のほかに、きたひろしま市民会議が新たに加わっております。意見や質問はありますでしょうか。

C 委員：パブリックコメントの結果の公表が平成30年3月ですが、意見提出が12月ということでは3ヶ月ほど開きがあって、先ほどの2017推進計画は8月公表、9月に策定ですが、どうして公表時期に差があるのかご説明いただけますか。

事務局：先ほどの2017推進計画は新市長のもと新しい事業、拡大する事業がメインとなる推進計画ですが、2018推進計画については来年度1年分の事業が全部盛り込まれる形になりますので、容量的にも大きなものになります。パブリックコメントにつきましては、12月～1月にかけて行い、終了後に3月の策定公表に向けて動くということになっております。

議長：市民会議については具体的に決まっていることはあるのでしょうか。

事務局：これまで過去2年は無作為抽出で30名を地区別、年齢別、男女均等に選んできましたが、3年目ということもありますので、やり方やどういうテーマでやっていくかというところを総合計画推進委員会などで考えながら進めようと思っております。時期については10月頃で考えておりますが、中身について具体的なものはまだ決まっておられません。

議長：もしかすると無作為抽出をしない可能性があるということですか。

事務局：要綱に基づいて行っておりまして、要綱において無作為抽出でとなっております。

議長：質問は以上でよろしいでしょうか。それでは採決に移りたいと思います。整理番号2「2018推進計画の作成」の市民参加手続きにつきまして、事前評価の段階では「適切である」としてよろしいでしょうか。

委員：《異議なし》

議長：それでは、整理番号2「2018 推進計画の作成」の評価結果については、「市民参加手続きは適切である」とします。それでは、整理番号3について、説明をお願いします。

事務局：＜整理番号3「地域公共交通網形成計画の作成」について、資料1及び評価調書に基づき説明を行った。＞

議長：ただいま、整理番号3の説明がありました。意見や質問はありますか。

C委員：資料1の実施状況一覧を見ますと29年9月が意見交換会、30年1月が市民説明会となっていて、最初に説明会をして理解が深まってから意見交換会のほうがいいのかと思ったんですが、この順番はいかがですか。

事務局：今回の公共交通網形成計画の策定にあたりましては、広く市民の皆さまの公共交通に関するご意見を伺う必要が非常に高い計画であると考えております。計画の策定については、公共交通活性化協議会が主体となるわけですが、その中で議論がなされていく過程において、まずは広く市民の皆さまに意見を聞いて公共交通に関する課題であったりニーズであったりを集約させてもらった上で、議論の核となります公共交通活性化協議会の専門部会にフィードバックをしまして市民の意見も踏まえた議論を進めていきたいので、意見交換会を先に開催したいと考えております。その後、協議会において計画の中身が固まってまいりますので、協議会を経て改めて市民の方々に説明会という形で内容を提示させていただき計画の成案に進めていきたいと考えております。こういったことから、意見交換会を行ってから市民説明会という流れで考えております。

C委員：市民説明会は各地区1回とイメージしやすいんですけど、意見交換会5回、各回100人と書いてあるのはおそらく1回20人だと思うんですが、こちらはどんなイメージでしょうか。

事務局：意見交換会についても、各地区1回という形で実施を予定しております。

議長：意見交換会は意見交換会。市民説明会は市から説明する。市民説明会では意見は募らないのですか。

事務局：市民説明会が1月に予定をしておりますので、同時期にパブリックコメントも実施しておりますので、市民説明会で意見が出てくれば当然計画の中で参考にさせていただきますし、説明会に出た方がパブリックコメントで意見を寄せていただく形も十分取れると思います。

議長：意見交換会と市民説明会の違いはどういったところですか。

事務局：意見交換会については、市民が公共交通に対してどのように感じられているのかというところをお聞きする機会にしたいということ。市民説明会については、計画案を示す形になりますので、そういう意味では目的が違うと考えております。

議長：もう一つ、パブリックコメントの想定件数が20件、アンケート調査の回収率が40%。これは過去から想定しているのでしょうか。それともこれくらい欲しいということですか。

事務局：アンケートについては、30%から40%で、回収率としては多いと思っております。当然40%以上くればそれに越したことはないですが、市の一般的な率をここには入れさせてもらっています。パブリックコメントの20件については多いのか少ないのかといところもあ

りますが、市民説明会、意見交換会を重ねますので、このくらいはあってほしいという多少の期待値も含んでおります。

議長：その他でもパブリックコメントで想定件数を出していますが、統一されたものがあるわけではないのですね。

事務局：それぞれの担当課において過去の実績を踏まえて、例えば推進計画は毎年載せておりますが、前は6件くらい意見があったかと思えます。そういった過去の実績を踏まえて設定しているところです。

議長：想定件数は目標値と思ってもよろしいですか。評価の視点の2番目に市民参加の目的と目標値という書き方をしているのですが。

事務局：例えばこの計画であれば20件という想定件数を入れていますが、これが見方を変えれば目標といえるのかなと思えます。

議長：市民の関心が高い事業だと思います。以前からやっていると思えますけれども、いろんな手法を使ってということではほかのものに比べるとかなり市民参加も充実しているように見えます。皆さんご意見いかがですか。

C 委員：先ほどご説明あったように意見交換会と市民説明会の目的、意義を踏まえて、順番は大事だと思います。ここに記載されている回数のところですが、市民説明会5回よりも意見交換会5回のほうが、左にあったほうが参加人数も意見交換のところ左にありますから、あわせたほうが混乱がないと思います。細かいですが、修正をお願いいたします。

議長：評価調書の記載ですね。

C 委員：開催内容は市民説明会が前に来ているのですが、それにあわせて書かれたほうがいいと思うんです。時期的なことを考えると意見交換会が先なんですよね。6月ですから。ちょっと混乱がないように左に書いたほうがいいと思いました。

事務局：委員のご意見を参考にさせていただきます。

B 委員：アンケート調査の中で対象者、市民、地域を考慮し発送となっていますけれども、地域を考慮し発送ということはある程度絞られていると考えてよろしいのですか。

事務局：北広島にある5地区の中から無作為抽出をして送るつもりで考えております。通常地区を考えずに無作為抽出をすると団地地区などに偏ってしまうものですから、ある程度地域で分類して、その中から年齢層を考慮してバランスよく出すと全市から意見がもらえるという発送の仕方です。

G 委員：公募委員は地域的なものを考慮していますか。公募してきた中で応募動機により選考とありますけれども、地域とか年齢とか関係なしに4名ということですか。

事務局：今回募集をして、4人の申し込みがあったということで、結果としてそれぞれ志望動機、応募の動機は皆さん拝見させていただきまして、決定させて頂きました。地域的なバランスでいうと多少のかたよりがありますが、あくまでも手を挙げていただいた方を応募動機を見て決定させていただきました。

議長：評価の視点の参加のしやすい工夫というのがあるんですけども、参加しやすいように資料等用意しますというのが大体書かれていますが、公共交通網形成計画では参加のしやすさという部分で考えていることはございますか。I 委員いかがですか。

I 委員：公共交通は非常に関心が高い中で、意見交換会と市民説明会の流れでいくと、意見交換会の段階で現状をお伝えし意見をもらうような形とするため、今回は日程調整をして各地区において参加しやすい日程で、できれば役員さんとかだけではなくて一般の方も出ただけのような日取りで考えました。役員さんだけのやりとりは避けて、意見交換をして市民説明会というふうにしております。アンケートについても、6,000 件という、おそらく市でもほぼないぐらいのサンプルをあげる数字を掲げておりますので、これも参加しやすい工夫でいうとより多くの方に配るということで参加しやすい工夫と捉えてもいいのかと考えています。

議長：アンケートについては家に届くのでこういうことやっているんだというのがわかるわけですが、説明会等については開催の周知にも力を入れていただきたいと思います。質問は以上でよろしいでしょうか。それでは採決に移りたいと思います。整理番号3「地域公共交通網形成計画の作成」の市民参加手続きにつきまして、事前評価の段階では「適切である」としてよろしいでしょうか。

委員：《異議なし》

議長：それでは、整理番号3「地域公共交通網形成計画の作成」の評価結果については、「市民参加手続きは適切である」とします。それでは、整理番号4について、説明をお願いします。

事務局：＜整理番号4「平成30年度当初予算の作成」について、資料1及び評価調書に基づき説明を行った。＞

議長：ただいま、整理番号4の説明がありました。意見や質問はありますでしょうか。予算についても毎年パブリックコメントということでやってるわけですが、以前にもお話ししましたが新規事業あるいは拡大事業についてのみパブリックコメントを募集するという事なんですけれども、そのほかの予算についての意見は市民から出せないということなんでしょうか。

事務局：これまでの委員会の中でもそういった趣旨のお話があったと思いますけれど、事業については推進計画のパブリックコメントの中でご意見をいただくこともありますし、各担当課において施策の立案時に市民参加手続きをとってそれらの意見を参考に事業の検討を行っておりますので、そういった段階を踏んだものが予算として上がってきますので、それぞれのタイミングで市民の皆さんからの意見をいただいていると思っております。

議長：条例の中でもパブリックコメントをとる形になっていて、その情報を提供する場合に当初予算という予算書全部をわかりやすい形で提示するということになるかもしれませんが、例えば福祉関係の方が福祉の予算が今年も同じで増えていないんだけど、これがパブリックコメントと言えるのかどうかちょっとわかりませんが、要望みたいなのは意見として扱わないということでしょうか。

事務局：予算についてはホームページですとかで検討状況を公表しておりますので、そういった部分でご覧になった方から意見が担当課に寄せられるというものはあるかと思っておりますので、市民から意見を受けることはあると思っております。

I 委員：400程度ある事業のうち、特に皆さんに意見を求めたい、関心が高いであろう新規事業、拡大事業を今やっています。会長おっしゃるようにそれだけじゃないですね。それらに

関して出てきた意見を市は無視するかということそういうことではないです。ですので、今いったお話の部分のパブコメの中に1行入れて、例えば「これにないものについても」ということは可能だと思いますけれど、その後の情報をどう開示するかが私たちも悩んでいるところです。予算書全部見せたところでなんのことだとなってしまって、かといって事業説明を作っていくと業務的に非常にボリュームが出てくるのは事実でありまして、そこは悩ましくて、あえて隠しているわけではなくて関心度が高いところを見せる手法だということですが、内部でも検討したいと思います。

C 委員：パブリックコメントで市民の意見を予算に反映させるため期間を短縮して実施する。時期をそれ以上延ばすと間に合わなくなるからという意味で短縮するんでしょうけど、スタートを早めるということはできないということだったと思うんですけど、できない理由はなんでしたか。

I 委員：これについては27日間と30日間なので3日ぐらいですが、スタートを早めれないかということ事務的な話だと思うので、持ち帰らせて頂いて工夫していきたいと思います。

議 長：A委員いかがですか。

A 委員：新規事業は新たなことなのでもちろん盛り込んでもらって、そのほかのことはパブリックコメントとかを通過した事項なので、いいんじゃないかなと思いました。

議 長：事業内容についてはそうだと思いますが、そこにいくらの予算が来年度つくのかというところだったんですが、確かに費用等も含めて委員会で話は出ているものもあるということだと思いますけれど、逆に金額が提示されていない事項はあるんですか。

I 委員：通常市役所でいうと11月くらいから予算要求が始まって、12月ぐらいに財政課で取りまとめて収支を整理して行って2月に議会に上げるまで整理していくものですから、12月段階でいくと要求に近い状況です。そこから全体の収支を合わせるために増やしたり減らしたりする作業が出てくるので、そういう意味ではその段階で出したとしても確定している金額ではないというのが実情です。そういった状況で出したときに最終と最初が全然違うんじゃないかともなってしまうことがあるので、どちらかというとな新規、拡大でやるという意思を示しているものをお見せするほうがわかりやすいかなと思っています。福祉予算も来年医療費がどれくらいになるか見込みますけれど、それを整理していくと上がったたり下がったりするので、どの段階でみなさんにお見せして意見をもらうのかは、議会に対して示すときは確定している金額なんですけれど、そこはちょっとあるんですよね。中身は変わらないですけど、お金がちょっと変わると思います。

議 長：質問は以上でよろしいでしょうか。それでは採決に移りたいと思います。整理番号4「平成30年度当初予算の作成」の市民参加手続きにつきまして、事前評価の段階では「適切である」としてよろしいでしょうか。

委 員：〈異議なし〉

議 長：それでは、整理番号4「平成30年度当初予算の作成」の評価結果については、「市民参加手続きは適切である」とします。それでは、整理番号5について、説明をお願いします。

事務局：〈整理番号5「北広島市空家等対策計画の作成」について、資料1及び評価調書に基づき説明を行った。〉

議長：ただいま、整理番号 5 の説明がありました。意見や質問はありますでしょうか。F 委員いかがですか。

F 委員：まだ話題になる段階ではないですね。まだ市の方針ができていないので、今後具体的に変わってくるんだと思います。個人の財産が絡むので面倒な問題だと思うんですけどね。地域としては防犯上で好ましくないというような話も出るでしょうけれど、個人財産をどう扱うのかというのは非常に慎重にやらなきゃいけない問題ですから。説明会を減らすわけにもいかないでしょうし。審議会等とパブリックコメントでいいんじゃないでしょうか。

議長：これについても審議会が中心になるんだと思いますが、2 回というのは少ないのかなという気もするんですが、みなさんいかがですか。

C 委員：結構人数集める割には 2 回というのは少ないかもしれないですね。

議長：2 回開催の根拠はありますか。

事務局：法律に基づいて計画が策定されるので、ある程度法律の中でこういう計画を作りなさいというのが位置づけられておりますので、そういった観点から担当課で 2 回の会議としたと思います。

議長：審議会の専門的委員、学識経験者はわかるんですけど、専門的委員というのはどういう方でしょうか。

事務局：委員名簿を見ますと、弁護士や司法書士、土地家屋調査士、建築士など住宅や法律に関わる専門的な立場で意見を述べられる方です。

議長：質問は以上でよろしいでしょうか。それでは採決に移りたいと思います。整理番号 5 「北広島市空家等対策計画の作成」の市民参加手続きにつきまして、事前評価の段階では「適切である」としてよろしいでしょうか。

委員：《異議なし》

議長：それでは、整理番号 5 「北広島市空家等対策計画の作成」の評価結果については、「市民参加手続きは適切である」とします。それでは、整理番号 6 について、説明をお願いします。

事務局：＜整理番号 6 「広葉交流センターの指定管理者制度導入」について、資料 1 及び評価調書に基づき説明を行った。＞

議長：ただいま、整理番号 6 の説明がありました。意見や質問はありますでしょうか。

C 委員：私は市民大学に入って OB 会でも利用しているんですけども、3 万人という相当な数で、エコミュージアムも入ってますよね。要するに相当数の団体あるいは個人の方が利用する施設だと思うんですよ。ここに一層のサービス向上と書いてあるんですけど、こういうところというのは管理が前面に出て利用しやすさと逆行する場合があると思うんですね。ですから、このことに関してのいわゆる利用者の声、団体の声、あるいはエコミュージアムという施設の機能の性質というものを考え合わせると、パブリックコメントのみで市民参加という形になるのが不十分なようにも思えるのですが、どうでしょうか。

議長：今回はセンターの運営の仕方とか利用の仕方ではなくて、指定管理者を使って民間に管理していただくという制度の導入ということだと思います。

H 委員：現在、広葉交流センターは、全体の母屋、アパートでいう大家さん管理の部分が市民課で直営でやっている形になります。そこにテナントとしてエコミュージアムが入っていたり、学童クラブ、児童センターが入っている。全体の管理の部分を直営でやっているのを民間を利用して、例えば、空いている部屋を有効活用して塾をやるだとかして稼働率を上げていく。そういった提案をしていただきたいと思いますし、指定管理を入れたということになります。広葉交流センターだけの話ではなくて、学童とかもありますけれど、去年お祭りみたいなものもやっていますが、そういったものもあわせて引き続きやっていただきたいと思いますし、何か違う発想でもうちょっと大きな盛り上がりになるようなことも考えられるかなと思います。

C 委員：現在の受付の方はどういう方ですか。

H 委員：シルバー人材センターに委託をしています。清掃部門は別の会社、受付はシルバーさんがやられています。あと直営の職員がおります。それ以外に重油タンクとかがありますので清掃を行ったり、部分的に発注してそれぞれ経費がかかっています。それを指定管理でやれば1社で、下請けに出る部分はあると思いますが、総合管理を行っていただけますし、エコミュージアムは自分たちで企画展などを今までどおりやっていただく形で、いわゆるテナントとオーナーのような関係のイメージをもっていただくとわかりやすいのかなと思います。貸館業務を行いますので、その部分の管理を含めお願いをするといったイメージです。なるべく利用率の低いところを上げていただくような努力の部分で民間の発想をいただければありがたいと思っています。

G 委員：指定管理者はどうやって決めるのですか。

H 委員：地方自治法上で指定管理者を入れる場合は、条例事項でそのことをうたいなさいとなっています。それをやるためにパブリックコメントをやらせていただいておりますけれど、このあとの流れは募集要項を決めて、こういう条件で公募してくださいと決めて応募を受けた方を審査会を開いて点数で評価します。その評価結果を12月の議会に承認の議案を出すという流れになります。そして来年の4月からの運用というスケジュールで動いています。

議 長：指定管理者制度がずいぶんたくさんあるなど。プールもほとんど指定管理者ですね。これからも市の施設はこういう形が多くなっていくのでしょうか。

I 委員：公の施設でこういう管理に見合う施設については民間の努力も入れて収益を上げ稼働率を上げというのはあるんですが、市役所みたいなところはまた別で、公の施設の範囲はこういうものを見ていただいたとおり民間の入る余地があるものについては、積極的に活用したいと思います。

議 長：夜間急病センターだったらそれに関わる条例があるんですか。指定管理者に関する条例というのがあるんですか。

H 委員：例えば市民課の中でも西の里会館だとかは地区センターというくくりで一つになっている場合はありますけれど、いわゆる一施設に一設置条例というイメージです。

議 長：次の霊園についても同じだと思うんですけど、一つずつ市民参加にかけないといけないですね。

H 委員：目的に応じた条例が設置条例になりますので、例えば会館なら会館で一つの条例で4か所まとめてできるんですけど、それぞれ目的が違うので、それに基づいて設置条例ができています。

議 長：指定管理者制度条例みたいなものを1本作っちゃえばいいというわけではないんですね。

I 委員：指定管理はいい面もありますけれど、下手するとC委員おっしゃるように経費削減をして収益をあげようとするとうるさく出てくるものですから、そこにブレーキをかけようということですね。

議 長：質問は以上でよろしいでしょうか。それでは採決に移りたいと思います。整理番号6「広葉交流センターの指定管理者制度導入」の市民参加手続きにつきまして、事前評価の段階では「適切である」としてよろしいでしょうか。

委 員：《異議なし》

議 長：それでは、整理番号6「広葉交流センターの指定管理者制度導入」の評価結果については、「市民参加手続きは適切である」とします。それでは、整理番号7について、説明をお願いします。

事務局：＜整理番号7「北広島霊園の指定管理者制度導入」について、資料1及び評価調書に基づき説明を行った。＞

議 長：ただいま、整理番号7の説明がありましたが、意見や質問はありますでしょうか。これに限らずなんですけど、ちょっと気になったところがありまして、わかりやすい内容を提示するという形のみで、どうわかりやすく工夫されているのかという部分について担当課で具体的に書いていただけるといいと思うのですが。

事務局：今回は現にパブリックコメントを実施しておりますが、今出しているのは1ページあるいは2ページで要点を絞ったものでパブリックコメントをしておりますので、ご覧いただければ趣旨ですとかすぐ理解できるような体裁で公開しており、わかりやすい内容となっております。

I 委員：条例の一部改正なので、条例の新旧対照表をつけてパブリックコメントをすればいいんですね。ただ、それだと条例を読み込んでくださいということになりますので、概要版を作って出しています。

議 長：もうちょっと具体的に書いていただけたほうがよろしいかなと。あるいは補足の資料のようなものをつけていただくというようなことがあればわかりやすいのかなと思います。質問は以上でよろしいでしょうか。それでは採決に移りたいと思います。整理番号7「北広島霊園の指定管理者制度導入」の市民参加手続きにつきまして、事前評価の段階では「適切である」としてよろしいでしょうか。

委 員：《異議なし》

議 長：それでは、整理番号7「北広島霊園の指定管理者制度導入」の評価結果については、「市民参加手続きは適切である」とします。それでは、整理番号8について、説明をお願いします。

事務局：＜整理番号8「ごみ処理についてのアンケート調査」について、資料1及び評価調書に基づき説明を行った。＞

議長：ただいま、整理番号 8 の説明がありました。意見や質問はありますでしょうか。計画を作るときにアンケートをとるとかそういう場合が多いんですが、これは行政の基礎資料にするためのアンケートで、これによって何か計画ができあがるというわけではないんですね。市民参加条例のその他の市の機関が市民参加の必要があると認めるものの中に分類したと。条例に市民生活に関わることというのが関わるという項目ありませんでしたか。

事務局：条例の中で市民生活に重大な影響を及ぼすと市の機関が認める制度の導入、変更又は廃止という条項があります。

議長：これを市民参加とすると、アンケートだから市民参加なんでしょうけれど、アンケート調査やるときには全部市民参加手続きですということになりますよね。

事務局：担当が考えればこういう形になろうかなと思いますけれど、全庁的に見渡して全てがこの手続きを踏んでいるかというところを決してそうではないのかと思います。

議長：そういった意味では特殊かなと思います。

B 委員：アンケート調査回収率 60%は達成できそうですか。

事務局：おおむね 4 年ごとに開催しているアンケートになりますが、過去の実績から行くと 21 年度は 56.3%。前回 25 年度につきましては 48%の回収率で、回収率については関心の高い内容というところもありまして、担当課では 60%にしております。

B 委員：先ほどの公共交通は 40%でしたけど。

事務局：40%というのは決して低い数字ではないんですけど、こちらは定期的に行っている部分もありまして、こういった数字にしたというところなんです。

B 委員：アンケートの配布数は前回と変わらず 2,000 件ですか。

事務局：前回は 2,000 件です。その前 21 年度については 1,000 件です。

H 委員：補足させていただきますと、20 年 10 月に家庭ごみの有料化を行いまして、それ以降は 21 年に状況把握をするということで始めました。その後料金の見直しなど今後あるのかもしませんが、排出者の一般家庭含めての意識を継続的に見ていきたいと思います。それによってごみの回収率、収集部分の減量化の部分の経年変化を見ていきたいと思います。60%が高いのかと言われると市としてはできるだけ多くの方の意見を踏まえて、例えば今の分別でいいのか悪いのか含めて、これから高齢化も進んできますし、意見を聞きながら施策に反映していくという部分もありますから、基礎調査の部分では 4 年というスパンで行っております。

議長：市民の中でもゴミ問題は結構関心が高いとは思いますが。質問は以上でよろしいでしょうか。それでは採決に移りたいと思います。整理番号 8「ごみ処理についてのアンケート調査」の市民参加手続きにつきまして、事前評価の段階では「適切である」としてよろしいでしょうか。

委員：〈異議なし〉

議長：それでは、整理番号 8「ごみ処理についてのアンケート調査」の評価結果については、「市民参加手続きは適切である」とします。それでは、整理番号 9 について、説明をお願いします。

事務局：＜整理番号9「第2期北広島市国民健康保険データヘルス計画の作成」について、資料1及び評価調書に基づき説明を行った。＞

議長：ただいま、整理番号9の説明がありましたが、意見や質問はありますでしょうか。E委員いかがですか。

E委員：前回に引き続き特に問題ないと思われま。

B委員：会社員なので国保ではないんですが、市民全体に対しての国保の加入割合はどれくらいですか。

事務局：北広島市における国保加入率は25%となっております。

議長：パブリックコメントの実施にあたっての工夫でわかりやすく書いてあるんですけど、この名称はどうしようもないんですね。

事務局：データヘルス計画という名前は、「国民健康保健法に基づく保健事業の実施等に関する指針」というものが出されておまして、その中では正式には「国民健康保険保健事業実施計画」という名前で、いわゆるデータヘルス計画となっております。どちらもわかりづらいんですけど、指針に基づく名称を採用しています。

議長：わかる人はわかるんでしょうけれど、概要のところはPDCAとありますが、公表される資料の中には注釈か何かつけているんですね。

事務局：まだ先の話ですけど、前回策定した第一次の計画については、概要版の中でPDCAサイクルについて図をもってわかりやすい形で説明されておますので、次もどういう形になるかわかりませんが、わかりやすい形の資料が前提になると思います。

議長：審議会は1年間で5回やるんですか。2年で5回ですか。

事務局：2年で5回です。

議長：29年度は3回ということですか。

事務局：29年10月に第3回目が予定されておまして、12月に4回目、30年2月に第5回目で計画されておます。

議長：質問は以上でよろしいでしょうか。それでは採決に移りたいと思います。整理番号9「第2期北広島市国民健康保険データヘルス計画の作成」の市民参加手続きにつきまして、事前評価の段階では「適切である」としてよろしいでしょうか。

委員：《異議なし》

議長：それでは、整理番号9「第2期北広島市国民健康保険データヘルス計画の作成」の評価結果については、「市民参加手続きは適切である」とします。それでは、整理番号10について、説明をお願いします。

事務局：＜整理番号10「北海道地域森林計画に基づく北広島市森林整備計画の作成」について、資料1及び評価調書に基づき説明を行った。＞

議長：ただいま、整理番号10の説明がありましたが、意見や質問はありますでしょうか。これもパブリックコメントのみということですけども、他の計画に比べるとパブリックコメントのみで特殊であるという部分もあると思うんですが、個人的には関心があります。森林整備計画を作るということは今回初めてですか。

事務局：森林計画自体は25年度に策定はされています。この案件については森林法に基づいて公告・縦覧の手続きをとりなさいという形になっておまして、本来であれば市民参加条

例の第5条第2項第6号に市民参加を求めないことができますとの規定で、法令に基づき行われる場合にはというのがありまして、その部分の解説においては公告・縦覧についてはここに当てはまる取り扱いになっているので、本来であれば市民参加手続きを取らなくてもいい事案ではあるんですけど、法令に抵触しない範囲で広く市民参加手続きを取ることができるという形になっておりますので、担当においてパブリックコメントで広く市民の皆さまの意見を徴収したいということでこういう整理をしたというところなんです。

議長：質問は以上でよろしいでしょうか。それでは採決に移りたいと思います。整理番号10「北海道地域森林計画に基づく北広島市森林整備計画の作成」の市民参加手続きにつきまして、事前評価の段階では「適切である」としてよろしいでしょうか。

委員：《異議なし》

議長：それでは、整理番号10「北海道地域森林計画に基づく北広島市森林整備計画の作成」の評価結果については、「市民参加手続きは適切である」とします。それでは、整理番号11について、説明をお願いします。

事務局：＜整理番号11「北広島市水道事業経営戦略の作成」について、資料1及び評価調書に基づき説明を行った。＞

議長：ただいま、整理番号11の説明がありましたが、意見や質問はありますでしょうか。D委員いかがですか。

D委員：北広島市の水道事業が経営が厳しいと聞いたことがあるんですけど、生活していて北広島市の水道料金はやっぱり高いなと日々思っています。今回の経営戦略の策定で広く市民に周知し意見を求めるためパブリックコメントと審議会をやりますと。実際に市民が、私は高いなと思っているんですけど、良いサービスのためにもう少し金額が上がっても全然いいよという声があるかもしれませんし、そういう実態というか事業に関して、全く関心がないかもしれませんのでわかりませんが、実態の調査というのがあってもいいのかなとは思いました。

議長：具体的にはアンケートを取ったりとかですか。

D委員：市民参加の実施の中でいったらアンケートで実態をもうちょっと調査してもいいのかなと思いました。

議長：これについて過去にアンケートをとった経緯はございますか。

事務局：最近は聞いてはいないです。

議長：水道事業経営戦略の策定ということで、水道事業自体ということではないんですか。経営戦略を策定すると水道事業をどうしたらいいのかという全体的なことではなくて、経営戦略に絞ったという理解でよろしいですか。

事務局：今回のパブリックコメントについてはそういう形です。この中で水道料金の金額をどうするこうするというのは含まれるわけではなくて、長期的な経営戦略を策定するのに対しての意見を求めるという形になります。実際に、例えば水道料金等の話になってくれば別な方法で市民参加の手続きは取られると思います。水道は色々な設備もありますので、そういった面でいうとなかなか厳しい面もありますけれど、そういったものを踏まえて資産がどのくらいあるのかなど長期的な更新計画や具体的なビジョンを示していく

計画になると思います。

議長：水道料金とかが無関係ではないけれど、今後人口減ってきたことに対してどうしたらいいのかという一面もあるわけですね。また料金等の変更については別の形で市民参加があると。

I 委員：他市を見ても年数をかけてじっくりやっていますから、水道料金のことまで絡むと本当にすごい市民参加をしないとと思います。ただ、その前段でどういった状況にあって今後どうなっていくのかということに対する意見照会に近いので、水道料金を上げなければ税金で負担する話で、税金で負担しなければ水道料金でということになってきますので、それは別の市民参加が必要になってきて、これはどちらかということ今後の経営はこういう見込みだということを出した上で高いとか安いという意見が出てきますし、もっとこうしたらいいんじゃないという意見も出てくると思います。

C 委員：審議会が10月から12月の間に6回開かれるという意味ではなくて、3年間という任期の中で6回開かれるという意味でよろしいですか。

事務局：平成29年10月から12月に集中的に6回開催する予定になっております。担当課に聞いたところ今回は長期的な計画ということもあるので、集中してやると聞いております。

議長：この審議会は常設ですか。

事務局：常設です。

議長：この会議もそうですけれど、審議会で公募市民が2人ということで、全く水道のことを知らなくても大丈夫ですかね。

事務局：問題はないです。

議長：公募をしたときに勉強してきてくださいっていうのも一つなんですけれども、市から出せる情報なりレクチャーなりそういうものが、公募委員はなかなかそういうものが、学識経験者8人の中で公募市民がいてもなかなか意見が言えなかったりとか、公募委員の市民感覚の意見が出やすいような形の審議会をお願いしたいなと思います。丁寧な説明を心掛けていただけたらなと思います。あと、会議資料だけじゃなくて、水道事業をこれまでこういう形でやってきましたというものが資料として事前に公募で決まったときにお渡ししておくとか、そういうようなことがあってもいいのかな。質問は以上でよろしいでしょうか。それでは採決に移りたいと思います。整理番号11「北広島市水道事業経営戦略の作成」の市民参加手続きにつきまして、事前評価の段階では「適切である」としてよろしいでしょうか。

委員：《異議なし》

議長：それでは、整理番号11「北広島市水道事業経営戦略の作成」の評価結果については、「市民参加手続きは適切である」とします。全体を通して、意見や質問はありますでしょうか。

C 委員：地域公共交通網形成計画の予算が1,161万7千円と飛び抜けて多い数字になっているんですね。委員の報酬とかそういうのは微々たるものだと思うので、主にこれだけかかる理由は何でしょうか。

事務局：最終的に地域公共交通網形成計画というものを策定する形になるので、策定支援委託ということで、コンサルタント会社を入れて計画の策定を色々支援していただく委託料と

して約 1,000 万円程度かかるというものになっております。委託の中でアンケートの部分も入っていますし、状況調査ですとか人工のかかるような業務もその中に含まれておりますので、こういった形で比較的高い事業費を見込んでおります。一方で国の補助もありますので、できるだけ国の補助も活用しながら進めていきたいと考えています。

3. その他

議 長：その他事務局から、委員の皆さまにお伝えすることはありますか。

事務局：＜次回の会議及び附属機関等の会議録等の公表に関する指針について説明した。＞

議 長：附属機関等の会議録等の公表に関する指針はホームページでも見ることはできますか。

事務局：できます。

議 長：特にご質問などはありませんか。

委 員：＜質問なし＞

4. 閉 会

議 長：なければこれをもちまして会議を終了いたします。お疲れ様でした。

議事録署名委員
